

公 示 公 告

平成30年6月12日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 庁名入り封筒の購入
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件名：庁名入り封筒の購入

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成30年6月12日に公示公告した庁名入り封筒（以下「物品」という。）の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名 庁名入り封筒の購入

(2) 内容、納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成30年6月25日（月）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：福井）

電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）

F A X 03-3234-0923

（FAXによる場合は，事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成30年6月19日（火）午後4時

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は，提出者の負担とします。

仕 様 書

1 件名

庁名入り封筒の購入

2 購入予定品目，規格及び数量

別表及び別図記載のとおり

3 引渡期限

平成30年8月31日（金）

4 引渡場所

- (1) 最高裁判所（東京都千代田区隼町4-2）
- (2) 司法研修所（埼玉県和光市南2-3-8）
- (3) 裁判所職員総合研修所（埼玉県和光市南2-3-5）

5 引渡物品の条件

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（いわゆる「グリーン購入法」）第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等に関する品目は，その判断基準を満たすこと。

6 納品等

梱包は，引渡先の納入枚数ごとに行い，梱包されている箱の表面等に封筒の規格等を適宜の方法で記載すること（1,000枚を超える梱包はしないこと）。ただし，引渡枚数に端数が生じた場合は適宜梱包し，その内容を外装に記載すること。

7 校正

受注者の持参校正とし，原則として2回以上の校正とする。

8 その他

- (1) 物品の引渡までに要する費用は，全て受注者の負担とする。
- (2) その他，本仕様に定めのない事項は，最高裁判所の指示に従うこと。

(別表)

封筒規格一覧表

項番	品目	規格	数量(枚)	引渡場所
1	角1封筒	① サイズ 270mm×382mm 坪量100g/m ² ② 庁名(最高裁判所)入り 印刷イメージは別図A-1のとおり ③ 後納無し ④ 500枚を1箱に梱包	1,550	最高裁判所
2	角1封筒	① サイズ 270mm×382mm 坪量100g/m ² ② 庁名(最高裁判所)入り 印刷イメージは別図A-2のとおり ③ 後納有り ④ 500枚を1箱に梱包	1,450	最高裁判所
3	角2封筒	① サイズ 240mm×332mm 坪量100g/m ² ② 庁名(最高裁判所)入り 印刷イメージは別図A-3のとおり ③ 後納無し ④ 500枚を1箱に梱包	11,550	最高裁判所
4	角2封筒	① サイズ 240mm×332mm 坪量100g/m ² ② 庁名(最高裁判所)入り 印刷イメージは別図A-4のとおり ③ 後納有り ④ 500枚を1箱に梱包	17,400	最高裁判所
5	長3封筒	① サイズ 120mm×235mm 坪量85g/m ² ② 庁名(最高裁判所)入り 印刷イメージは別図A-5のとおり ③ 後納有り ④ 郵便番号赤枠あり ⑤ 1,000枚を1箱に梱包	16,300	最高裁判所
6	長3封筒 (窓付き)	① サイズ 120mm×235mm 坪量85g/m ² ② 庁名(最高裁判所第1～3小法廷)入り 印刷イメージは別図B-1のとおり ③ 窓のサイズは55mm×90mmであること ④ 窓の位置は, 別図B-1のとおり ⑤ 「簡易書留」記載あり ⑥ 1,000枚を1箱に梱包	5,000	最高裁判所
7	長3封筒 (窓付き)	① サイズ 120mm×235mm 坪量85g/m ² ② 庁名(最高裁判所第1～3小法廷)入り 印刷イメージは別図B-2のとおり ③ 窓のサイズは55mm×90mmであること ④ 窓の位置は, 別図B-2のとおり ⑤ 1,000枚を1箱に梱包	8,000	最高裁判所
8	長3封筒	① サイズ 120mm×235mm 坪量85g/m ² ② 庁名(最高裁判所第1～3小法廷)入り 印刷イメージは別図B-3のとおり ③ 後納有り ④ 郵便番号枠あり ⑤ 「特別送達」記載あり ⑥ 1,000枚を1箱に梱包	10,500	最高裁判所
9	長3封筒	① サイズ 120mm×235mm 坪量85g/m ² ② 庁名(最高裁判所第1～3小法廷)入り 印刷イメージは別図B-4のとおり ③ 後納有り ④ 郵便番号枠あり ⑤ 1,000枚を1箱に梱包	12,000	最高裁判所

封筒規格一覧表

項番	品目	規格	数量(枚)	引渡場所
10	角1封筒	① サイズ 270mm×382mm 坪量100g/m ² ② 庁名(司法研修所本館・別館)入り 印刷イメージは別図C-1のとおり ③ 後納あり ④ 500枚を1箱に梱包	500	司法研修所
11	角2封筒 (窓付き)	① サイズ 240mm×332mm 坪量100g/m ² ② 庁名(司法研修所)入り 印刷イメージは別図C-2のとおり ③ 窓のサイズは68mm×123mmであること ④ 後納有り ⑤ 窓の位置は、別図C-2のとおり ⑥ 封緘シール付き ⑦ 500枚を1箱に梱包	5,000	司法研修所
12	角2封筒	① サイズ 240mm×332mm 坪量100g/m ² ② 庁名(司法研修所本館・別館)入り 印刷イメージは別図C-3のとおり ③ 後納有り ④ 500枚を1箱に梱包	2,500	司法研修所
13	長3封筒	① サイズ 120mm×235mm 坪量85g/m ² ② 庁名(司法研修所本館・別館)入り 印刷イメージは別図C-4のとおり ③ 後納有り ④ 郵便番号赤枠あり ⑤ 1,000枚を1箱に梱包	2,000	司法研修所
14	角1封筒	① サイズ 270mm×382mm 坪量100g/m ² ② 庁名(総合研修所)入り 印刷イメージは別図D-1のとおり ③ 後納有り ④ 500枚を1箱に梱包	200	裁判所職員総合研修所
15	角2封筒	① サイズ 240mm×332mm 坪量100g/m ² ② 庁名(総合研修所)入り 印刷イメージは別図D-2のとおり ③ 後納有り ④ 500枚を1箱に梱包	1,200	裁判所職員総合研修所
16	長3封筒	① サイズ 120mm×235mm 坪量85g/m ² ② 庁名(総合研修所)入り 印刷イメージは別図D-3のとおり ③ 後納有り ④ 1,000枚を1箱に梱包	500	裁判所職員総合研修所

※ いずれの封筒もクラフト紙とし、かつ、封筒の中身が透けないものとする。

※ 窓部分の材質は、セロハンまたはグラシン紙とする。

※ 封筒のサイズは、各辺につき、±3mmまで認める。

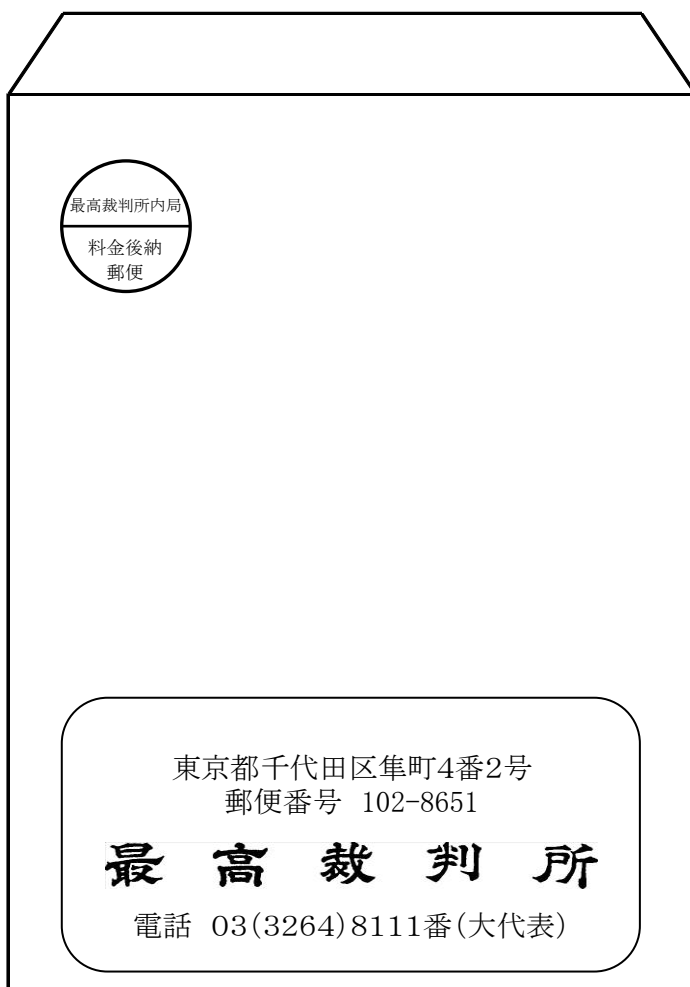
(別図「A-1」)

角1封筒・後納無し



(別図「A-2」)

角1封筒・後納有り



(別図「A-3」)

角2封筒・後納無し



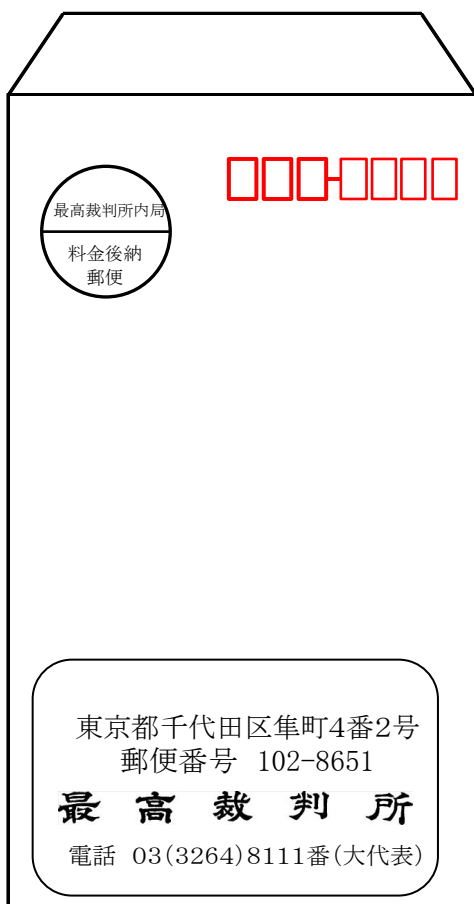
(別図「A-4」)

角2封筒・後納有り



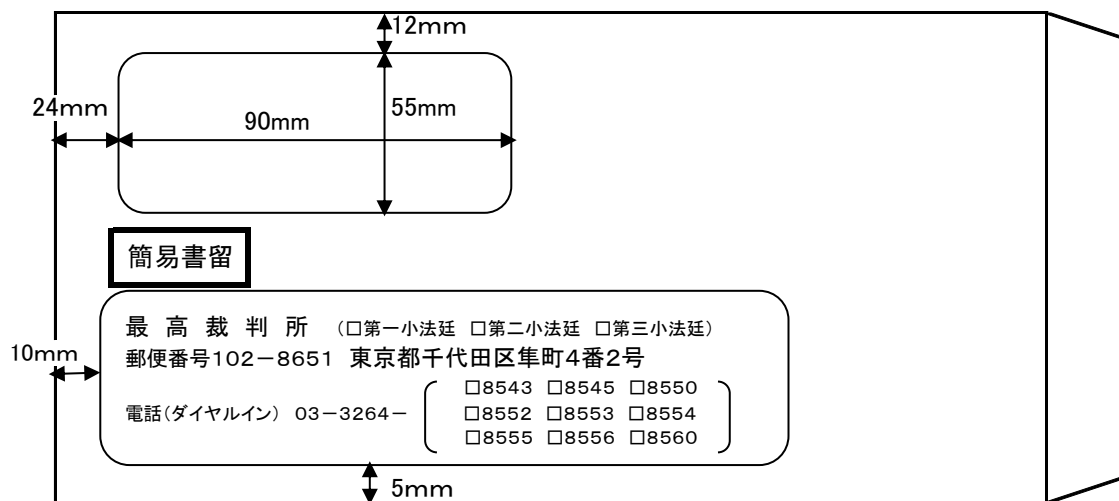
(別図「A-5」)

長3封筒・後納有り



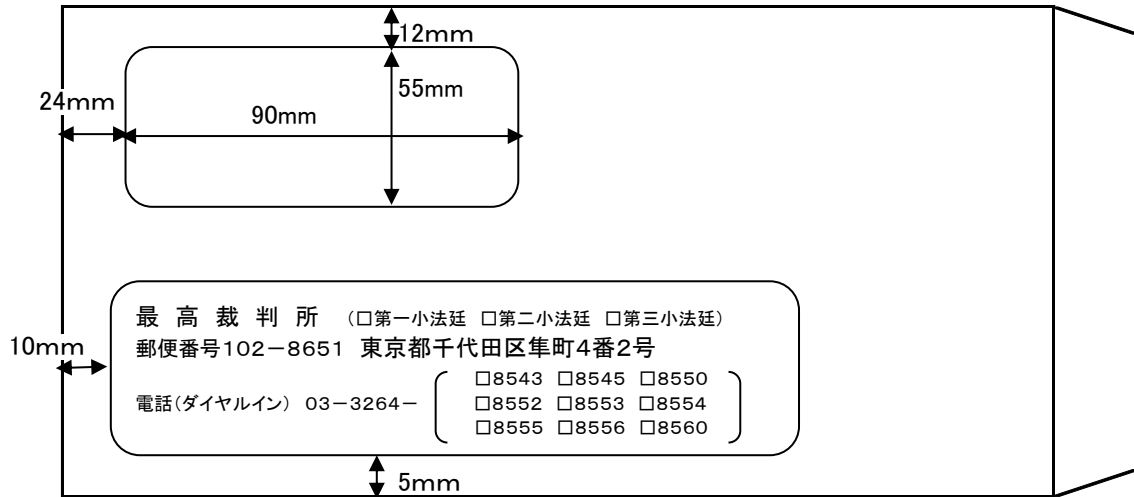
(別図「B-1」)

長3封筒・窓付き・簡易書留



(別図「B-2」)

長3封筒 窓付き



(別図「B-3」)

長3封筒・後納有り・特別送達

(別図「B-4」)

長3封筒・後納有り

最高裁判所内局
料金後納
郵便

□□□□□□□□

殿

平成 (あ) 年 () 第 号

最高裁判所
郵便番号 102-8651
東京都千代田区隼町4番2号
電話 03(3264)8111
 第一小法廷
 第二小法廷
 第三小法廷

(別図「C-1」)

角1封筒・後納有り

司法研修所内局
料金後納
郵便

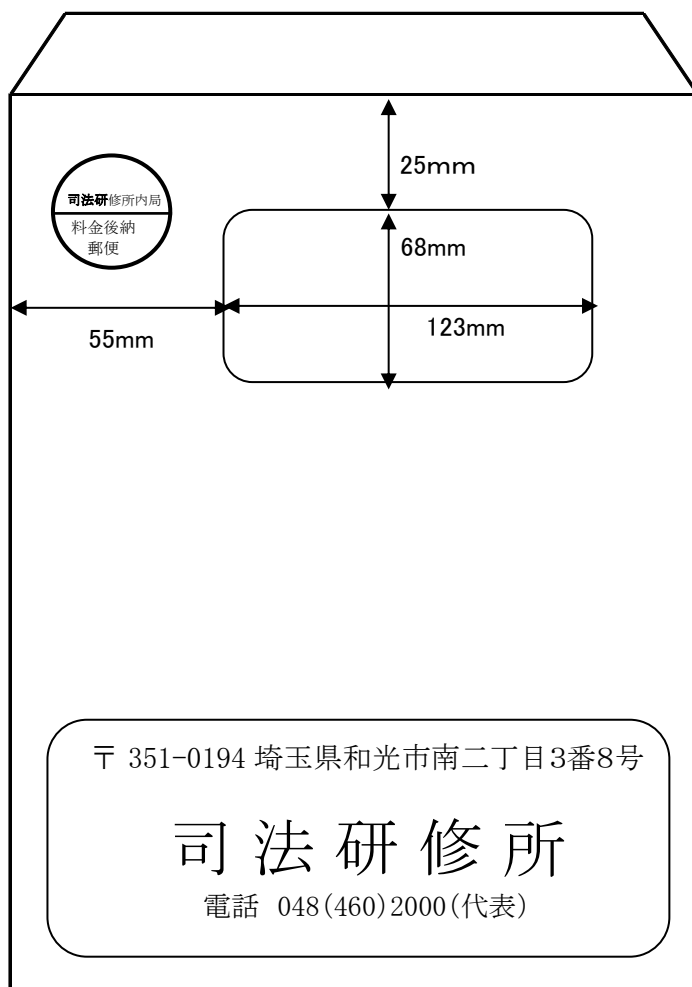
司法研修所

本館
〒 351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
電話 048(460)2000(代表)
(※余白として, 2行あけること。)

別館
〒 351-0104 埼玉県和光市南二丁目3番5号
 電話 048(468)7121(企画第一課研修庶務係)
 電話 048(468)7123(企画第一課企画係)

(別図「C-2」)

角2封筒・窓付き・後納有り



(別図「C-3」)

角2封筒・後納有り

司法研修所内局
料金後納
郵便

司法研修所

本館
〒 351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
電話 048(460)2000(代表)
(※余白として、2行あけること)

別館
〒 351-0104 埼玉県和光市南二丁目3番5号
 電話 048(468)7121(企画第一課研修庶務係)
 電話 048(468)7123(企画第一課企画係)

(別図「C-4」)

長3封筒・後納有り

司法研修所内局
料金後納
郵便

□□□□□□□□

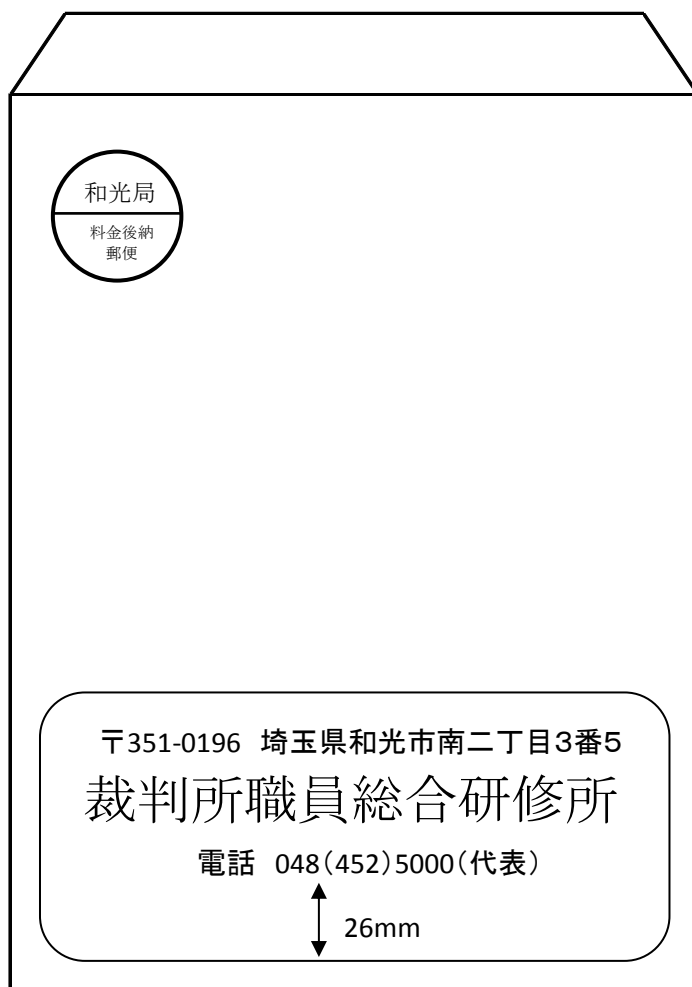
司法研修所

□ **本館**
〒 351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
電話 048(460)2000(代表)
(※余白として、2行あけること。)

□ **別館**
〒 351-0104 埼玉県和光市南二丁目3番5号
□ 電話 048(468)7121(企画第一課研修庶務係)
□ 電話 048(468)7123(企画第一課企画係)

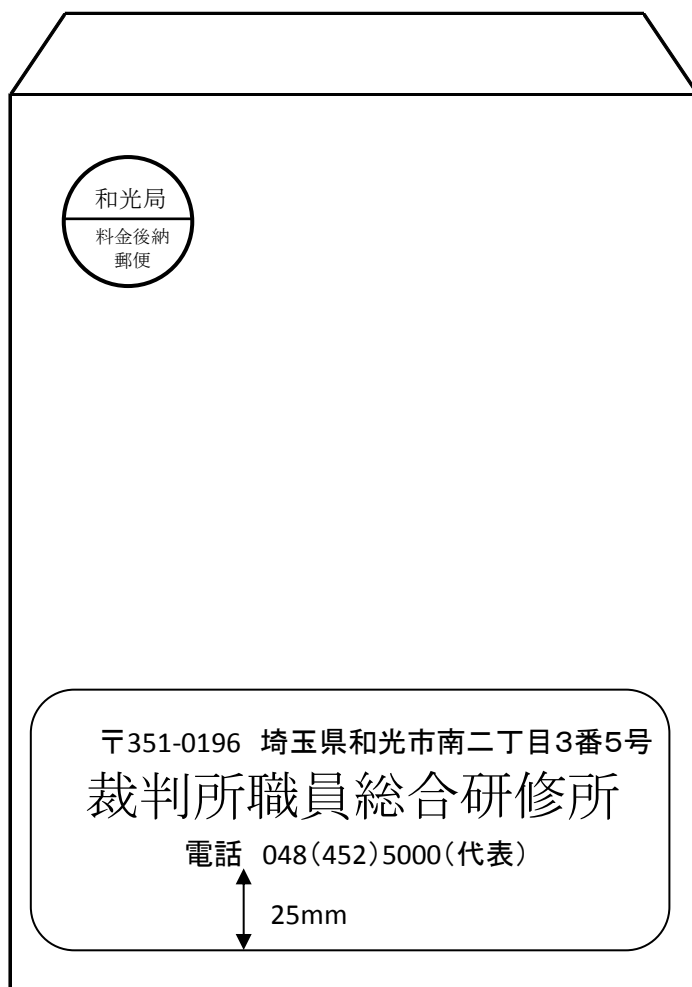
(別図「D-1」)

角1封筒・後納有り



(別図「D-2」)

角2封筒・後納有り



(別図「D-3」)

長3封筒・後納有り

